

平成27年度裁判官研修

集合研修				派遣型研修	
判事・判事補の集合研修			簡裁判事の集合研修		
職務導入研修	裁判分野別研究会		総合分野研究会		
	基本分野研究会	専門分野研究会			
新たな職務等に就いた際の研修	基本的な裁判分野に関する研修	専門的な裁判分野に関する研修	識見等のかん養のための研修	職務知識の修得等のための研修	判事
新任判事補研修 (任官直後)	民事実務研究会 (基本・2回)	民事実務研究会 金融経済(3回) 医療A・B 建築A・B I T	知的基盤研究会 (2回)	新任簡裁判事 導入研修 (任官直後)	報道機関研修 (2週間)
判事補基礎研究会 (3年目)	刑事実務研究会 (基本・2回)	刑事実務研究会 裁判員(3回) 精神障害	裁判基盤研究会 (3回)	新任簡裁判事 研修 (半年目)	民間企業 短期研修 (2週間)
判事任官者 実務研究会 (約11年目)	家事実務研究会	行政実務研究会	その他の研修	簡裁判事基礎 研究会 (2年目)	判事補
部総括裁判官 研究会	少年実務研究会	労働実務研究会A・B	中堅判事研究会	個別テーマ ごとの研修	民間企業 長期研修 (1年間)
弁護士任官者 実務研究会 (任官直後)		基礎研究会 行政A・B 医療 知的財産権 金融経済		簡裁判事実務 研究会	日本銀行研修 (1年間)
支部長研究会	特別研究会(時宜に応じたテーマを選択)			簡裁判事特別 研究会	判事又は判事補 知的財産権 専門研修(長期) 知的財産権 専門研修(短期)

※ 司法研究を予定 ※ 所長実務協議会(2回), 法律実務教育研究会(2回)を予定

平成27年度裁判官研修実施計画

司 法 研 修 所

目 次

第1	判事・判事補の集合研修	1
1	職務導入研修	1
2	裁判分野別研究会	2
3	総合分野研究会	6
第2	簡易裁判所判事の集合研修	7
第3	派遣型研修	8
第4	司法研究	9

第1 判事・判事補の集合研修

1 職務導入研修

番号	名称	実施時期	期間	場所	人員	備考
1	新任判事補研修	28. 1. 19(火) ～ 1. 25(月)	5日	司法研修所	未定	平成27年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第68期司法修習終了者)
2	判事補基礎研究会	27. 6. 1(月) ～ 6. 5(金)	5日	司法研修所	未定	平成24年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第65期司法修習終了者)
3	判事任官者実務研究会	28. 2. 16(火) ～ 2. 19(金)	4日	司法研修所	未定	平成17年10月に司法修習を終えた判事 (第58期司法修習終了者)
4	支部長研究会	27. 5. 20(水) ～ 5. 22(金)	3日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者
5	部総括裁判官研究会	27. 6. 29(月) ～ 7. 2(木)	4日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者
6	弁護士任官者実務研究会	27. 4. 6(月) ～ 4. 7(火)	2日	司法研修所	未定	新たに弁護士から任官又は任官予定の判事又は判事補

2 裁判分野別研究会

番号	名称	実施時期	期間	場所	人員	備考
7	民事実務研究会 (基本1)	27. 5. 27(水) ～ 5. 29(金)	3日	司法研修所	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心があり、将来民事事件を担当したいと考えている判事又は判事補
8	民事実務研究会 (基本2)	27. 10. 1(木) ～10. 2(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心があり、将来民事事件を担当したいと考えている判事又は判事補
9	刑事実務研究会 (基本1)	27. 11. 25(水) ～11. 27(金)	3日	司法研修所	50	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心があり、将来刑事事件を担当したいと考えている判事又は判事補
10	刑事実務研究会 (基本2)	28. 2. 29(月) ～ 3. 1(火)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心があり、将来刑事事件を担当したいと考えている判事又は判事補
11	家事実務研究会	27. 11. 4(水) ～11. 6(金)	3日	司法研修所	50	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補
12	少年実務研究会	27. 9. 16(水) ～ 9. 18(金)	3日	司法研修所	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補
13	民事実務研究会 (建築A)	27. 10. 26(月) ～10. 27(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補
14	民事実務研究会 (建築B)	27. 10. 27(火) ～10. 28(水)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
15	民事実務研究会 (IT)	27. 7. 6(月) ～ 7. 7(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
16	民事実務研究会 (医療A)	27. 9. 28(月) ～ 9. 29(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補

番号	名称	実施時期	期間	場所	人員	備考
17	民事実務研究会 (医療B)	27. 9. 29(火) ～ 9. 30(水)	2日	司法研修所	10	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
18	民事実務研究会 (金融経済1)	27. 10. 19(月) ～10. 20(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
19	民事実務研究会 (金融経済2)	27. 11. 12(木) ～11. 13(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
20	民事実務研究会 (金融経済3)	28. 2. 1(月) ～ 2. 2(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
21	刑事実務研究会 (裁判員1)	27. 4. 9(木) ～ 4. 10(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者
22	刑事実務研究会 (裁判員2)	27. 7. 13(月) ～ 7. 14(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で裁判員裁判(及びその控訴事件)を担当する判事又は特例判事補
23	刑事実務研究会 (裁判員3)	27. 11. 9(月) ～11. 11(水)	3日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で裁判員裁判(及びその控訴事件)を担当する判事又は特例判事補
24	刑事実務研究会 (精神障害)	28. 2. 9(火) ～ 2. 10(水)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補
25	労働実務研究会A	27. 12. 8(火) ～12. 10(木)	3日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件を担当する判事又は特例判事補
26	労働実務研究会B	27. 12. 10(木) ～12. 11(金)	2日	司法研修所	20	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件を担当する判事又は特例判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場 所	人員	備 考
27	行政基礎研究会 A	27. 10. 6(火) ～10. 8(木)	3日	司法研修所	40	地方裁判所で行政事件を担当する判事補
28	行政基礎研究会 B	28. 1. 28(木) ～ 1. 29(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は判事補
29	行政実務研究会	27. 10. 8(木) ～10. 9(金)	2日	司法研修所	20	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事
30	金融経済基礎研究会	28. 3. 9(水) ～ 3. 11(金)	3日	司法研修所	40	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
31	知的財産権基礎研究会	28. 3. 9(水) ～ 3. 11(金)	3日	司法研修所	15	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
32	医療基礎研究会	28. 2. 24(水) ～ 2. 26(金)	3日	司法研修所	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
33	特別研究会 1 (刑の一部執行猶予)	27. 5. 14(木) ～ 5. 15(金)	2日	司法研修所	50	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事
34	特別研究会 2 (独占禁止法改正)	27. 5. 15(金)	1日	東京地方 裁判所	10	東京地方裁判所(商事部)所属の判事又は判事補
35	特別研究会 3 (民事事件処理の充実)	27. 6. 24(水) ～ 6. 25(木)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で民事事件を担当する部総括判事
36	特別研究会 4 (訴訟運営における犯罪 被害者への配慮の在り方 等)	27. 7. 10(金)	1日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補

番号	名称	実施時期	期間	場所	人員	備考
37	特別研究会 5 (後見関係事件の運用を めぐる諸問題)	27. 9. 10(木) ～ 9. 11(金)	2日	司法研修所	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補
38	特別研究会 6 (DV防止法の運用)	27. 12. 17(木) ～12. 18(金)	2日	司法研修所	50	地方裁判所でDV保護命令事件を担当する判事又は判事補
39	特別研究会 7 (現代型訴訟をめぐる諸 問題)	28. 2. 8(月) ～ 2. 9(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事
40	特別研究会 8 (消費者裁判手続特例 法)	28. 3. 17(木) ～ 3. 18(金)	2日	司法研修所	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補

3 総合分野研究会

番号	名称	実施時期	期間	場所	人員	備考
41	裁判基盤研究会 1	27. 7. 21(火) ～ 7. 23(木)	2～3 日	司法研修所	30	高等裁判所，地方裁判所又は家庭裁判所の判事
42	裁判基盤研究会 2	27. 9. 2(水) ～ 9. 4(金)	2～3 日	司法研修所	30	高等裁判所，地方裁判所又は家庭裁判所の判事
43	裁判基盤研究会 3	28. 3. 2(水) ～ 3. 4(金)	2～3 日	司法研修所	30	高等裁判所，地方裁判所又は家庭裁判所の判事
44	知的基盤研究会 1	27. 7. 21(火) ～ 7. 23(木)	2～3 日	司法研修所	30	高等裁判所，地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
45	知的基盤研究会 2	28. 3. 2(水) ～ 3. 4(金)	2～3 日	司法研修所	30	高等裁判所，地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
46	中堅判事研究会	27. 9. 7(月) ～ 9. 9(水)	3日	司法研修所	30	高等裁判所，地方裁判所又は家庭裁判所の判事
47	法律実務教育研究会 1	27. 9. 10(木) ～ 9. 11(金)	2日	司法研修所	未定	法科大学院に派遣される判事又は判事補
48	法律実務教育研究会 2	28. 2. 22(月) ～ 2. 23(火)	2日	司法研修所	未定	法科大学院に派遣される判事又は判事補
49	実務協議会 (夏季)	27. 7. 16(木) ～ 7. 17(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長，家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者
50	実務協議会 (冬季)	28. 2. 4(木) ～ 2. 5(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長，家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者

第2 簡易裁判所判事の集合研修

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
51	新任簡易裁判所判事 導入研修	27. 8. 31(月) ～ 9. 4(金)	5日	司法研修所	未定	平成27年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)
52	新任簡易裁判所判事研修	28. 1. 25(月) ～ 2. 26(金)	33日	司法研修所	未定	平成27年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)
53	簡易裁判所判事 基礎研究会	27. 6. 16(火) ～ 6. 19(金)	4日	司法研修所	27	平成25年度新任簡易裁判所判 事研修の終了者
54	簡易裁判所判事 実務研究会	27. 4. 22(水) ～ 4. 24(金)	3日	司法研修所	60	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)
55	簡易裁判所判事 特別研究会	27. 10. 14(水) ～10. 16(金)	2～3 日	司法研修所	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)

第3 派遣型研修

番号	名称	実施時期	期間	場所	人員	備考
56	報道機関研修	27. 9. 28(月) ～10. 9(金)	12日	読売新聞社 産経新聞社 朝日新聞社 共同通信社 時事通信社 日経新聞社 毎日新聞社 NHK	16	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事
57	民間企業短期研修 (東京)	27. 10. 19(月) ～10. 30(金)	12日	未定	10	
58	民間企業短期研修 (大阪)	27. 10. 19(月) ～10. 30(金)	12日	未定	4	
59	民間企業短期研修 (名古屋)	27. 10. 19(月) ～10. 30(金)	12日	未定	2	
60	民間企業長期研修	27. 4. 1(水) ～28. 3. 31(木)	原則 1年	未定	12	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
61	日本銀行研修	27. 4. 1(水) ～28. 3. 31(木)	1年	日本銀行	1	
62	知的財産権専門研修 (長期)	27. 9. 下旬 ～28. 1. 下旬	約4 か月	東京理科大学大学院	1	知的財産権関係訴訟を担当する判事又は判事補
63	知的財産権専門研修 (短期)	27. 11. 9(月) ～11. 20(金)	12日	理化学研究所	2	知的財産権関係訴訟に関心を有する判事又は判事補

第4 司法研究

番号	名称	実施時期	期間	場所	人員	備考
64	司法研究	実務を担当しながら研究に従事	概ね1年以内	各所属庁	若干	特定の研究項目について、司法研修所が委嘱する者